

施工条件明示書

(広島高速 5 号線トンネル非常用設備工事)

1. 作業時間及び関連業者について

- (1) 本工事における施工時間帯は、以下のとおり見込んでいるが、関係機関との協議・調整等により、時間帯の変更が必要となった場合には、別途協議するものとする。

昼間作業 8:00～17:00 (準備・後片付け等を含む)

※ただし、供用中の道路上作業など交通に影響を与える作業は、9:30～16:30 とする。

- (2) 受注者は、本工事と関連する関係者と十分に協議のうえ、相互協力して円滑な施工に努めること。関係者として、以下を見込んでいる。

1) 高速 5 号線関連工事

【契約済みの工事】

- 高速 5 号線シールドトンネル掘削他工事
- 広島高速 5 号線トンネル接続その他工事
- 広島高速 5 号線受変電設備その他工事
- 広島高速 5 号線トンネル換気設備その他工事

【今後契約を予定している工事】

- 広島高速 5 号線舗装その他工事
- 広島高速 5 号線標識設置工事
- 広島高速 5 号線電力系遠方監視制御設備新設工事
- 広島高速 5 号線道路照明設備その他工事
- 広島高速 5 号線伝送交換設備その他工事
- 広島高速 5 号線外可変式道路情報板設備工事
- 広島高速 5 号線 C C T V 設備工事
- 広島高速 5 号線ラジオ再放送設備工事

2) 公社保守業者 (電気通信設備保守点検等)

3) 公社交通管制業者

4) その他関連業者

2. 排ガス対策型建設機械について

電気通信設備工事共通仕様書 (令和 6 年 1 月広島高速道路公社)「1-1-1-31 環境対策」で 사용을義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、第 2 次基準値以上の建設機械の使用に努めること。なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、排出ガス対策型の基準値による設計変更は行わない。

3. その他

- (1) 本工事の施工に伴う各関係機関との協議・調整等を積極的に行うとともに、それに伴い監督員が指示した資料作成についても迅速に行うこととする。
- (2) トンネル内における工事は、多数の関係業者が同一作業空間において施工を行うため、関係

各者との綿密な協議・調整を実施し、円滑な施工が図られるよう努めること。

- (3) トンネル内工事は、令和8年11月から着手可能となることを想定しているが、具体的な時期については協議のうえ決定する。
- (4) 積算基準については、「広島高速道路公社土木工事積算基準（令和7年8月）」によるものとし、共通仮設費率、現場管理費率は市街地（DID 補正）を考慮した補正を行い、労務費及び資材費については、「土木工事設計資材単価表（広島県 令和7年8月改訂）」によるものとする。

ただし、上記積算資料にない資材単価は物価資料（建設物価、積算資料）の令和7年8月版によるものとする。

- (5) 品質証明の実施について

本工事は、品質証明の対象工事である。なお、様式については別紙による。

品 質 証 明 書 （ 中間、既済部分、完成 ）

（ 理 事 長 ） 様

（ 請 負 者 ） 印

下記工事については、設計図書に基づき施工を行っており、管理基準を満足していることを保証する。

記

工 事 名					
工 期	自 年 月 日	変更工期	自 年 月 日		
	至 年 月 日		至 年 月 日		
請 負 金 額	当 初 : 最 終 :				
施 工 場 所					
現 場 関 係 者		氏 名	資 格		
	現 場 代 理 人				
	主任・監理技術者				
工 事 概 要					
今 回 対 象 範 囲					

品質証明結果	回	実施年月日	品質証明員氏名	検 査 結 果
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			

品 質 証 明 報 告 書 (第 回)

〇〇建設社長 様

(品質証明員)
氏 名

印

下記工事の品質証明を 年 月 日に行ったので、その結果を報告します。

記

工 事 名					
工 期	自 年 月 日	変更工期	自 年 月 日		
	至 年 月 日		至 年 月 日		
請 負 金 額	当 初 : 最 終 :				
施 工 場 所					
発 注 者					
現 場 関 係 者		氏 名	資 格		
	現 場 代 理 人				
	主任・監理技術者				
	施工管理担当者				
	品質管理担当者				
	安全管理担当者				
工 事 概 要					
今 回 対 象 範 囲					
検 査 所 見					
指 示 事 項					
指 示 事 項 処 置					